

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公表番号】特表2017-532420(P2017-532420A)

【公表日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-042

【出願番号】特願2017-520892(P2017-520892)

【国際特許分類】

C 11 D 17/04 (2006.01)

C 11 D 3/33 (2006.01)

C 11 D 3/37 (2006.01)

B 65 D 65/46 (2006.01)

【F I】

C 11 D 17/04

C 11 D 3/33

C 11 D 3/37

B 65 D 65/46

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月5日(2018.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

しかしながら、洗浄サイクルの初期段階に、金属イオン封鎖剤を洗浄液に供給することが望ましい。固体M G D Aなどの金属イオン封鎖剤の場合、これは全ての条件下で機能するわけではない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

前記包装体は、機械的可撓性又は剛性を有してもよい。機械的可撓性と機械的剛性との間の区別は、2本の指で平均最終消費者による変形可能性の程度を手動で決定することによって行うことができる。そのような平均最終消費者が、前記包装体の形状を少なくとも5%だけ一次元に変形させることができる場合、それぞれの包装体は機械的可撓性を有すると見なされ、そうでない場合、剛性を有すると見なされる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

1 以上で可溶性であるポリマーフィルム、及び40で可溶性であるポリマーフィルムの例は、S o l u b l o n (登録商標)の商標でS y n t a n a E. H a r k e G m b H & C o から入手可能なポリビニルアルコールフィルムである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

本発明の一実施態様において、本発明に使用することができるポーチの製造に使用されるポリマーフィルム、好ましくはポリビニルアルコールフィルムは、10～100μm、好ましくは20～90μm、より好ましくは25～35μmの範囲の厚さ（強度）を有する。ポリマーフィルム、特にポリビニルアルコールフィルムの強度が100μmを超える場合、洗濯サイクルの間にそれらを溶解するのに時間がかかりすぎる。ポリマーフィルム、特にポリビニルアルコールフィルムの強度が10μm未満である場合、それらは、機械的応力に敏感である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

本発明の一態様において、錯化剤（A）は、少量の、アルカリ金属又はアンモニウム以外のカチオンを含有してもよい。したがって、少量の、例えばアニオンに基づいて0.01～5モル%の全体のキレート剤は、アルカリ土類金属カチオン、例えばMg²⁺若しくはCa²⁺、又は遷移金属イオン、例えばFe²⁺若しくはFe³⁺カチオンを有することが可能である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

好適なアニオン性界面活性剤のさらなる例としては、石鹼、例えば、ステアリン酸、オレイン酸、パルミチン酸、エーテルカルボン酸、及びアルキルエーテルリン酸のナトリウム塩又はカリウム塩が挙げられる。